

## 規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、名称を「art for all」とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 本会は、美術について関心のある人達の連合組織とする。当会の目的は、美術関係者のネットワークを作り、美術関係者の労働環境を改善することである。当会は他の団体との連携を重視し、美術関係者が自立して生活できる働き方ができるネットワーク形成を目指す。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 当会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. アンケートなどを通じた実態調査を行う事業。
2. オンライン会議を行い美術関係者の意見をヒアリングする事業。
3. 美術の生態系を改善することを目的とした勉強会の開催。
4. 行政への要請書作成と署名活動、およびその提出。
5. 当会の活動に関する情報提供に関する事業。
6. 当会の健全な財政の発展及び確立に向けて必要な事業。
7. その他、当会の目的を達成するために必要な事業。

### 第2章 会員

(会の構成員等)

第5条 当会を構成する会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(加入)

第6条 当会への加入を希望する人は、所定の入会申込書を運営委員会に提出しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は所定の退会届を運営委員会に提出することによって、任意にいつでも退会することができる。

(協力会員)

第8条 当会はその財政を支え、運動の広がりや普及を図ることを目的として、広範な協力会員を募集する。

(会費等)

第9条 会員および協力会員は、総会の決議により別に定める会費、協力会費を支払う義務を負う。(委員)

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 共同代表6名 (男女3名ずつ)

(2) 運営委員10

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第11条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 事業の変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議事については、議事録を作成する。

### 第3章 会計

(事業年度)

第12条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

(経費)

第11条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 拠出金

(2) 補助金・助成金

(3) 寄付金・協賛金

(4) その他の収入

### 第4章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第12条 この定款は総会の決議によって変更できる。

(解散)

第13条 当会は総会の決議によって解散する。

### 第5章 補則

(委任)

第14条 この定款に定めるもののほか当会帆運営に関する必要事項は、運営委員会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は当会の設立日である令和2年(2020年)5月1日から施行する。

2. 当会の最初の事業年度は、当会の設立日から令和4年3月31日までとする。